

十和田市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、十和田市有料広告の掲載に関する要綱（平成20年十和田市訓令第4号。以下「要綱」という。）第3条に基づき掲載する広告の具体的な基準を定めるものとする。

(掲載できない広告の考え方等)

第2 要綱第3条各号の広告の内容の考え方、具体例等

1 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

2 公の秩序及び善良の風俗に反するおそれのあるもの

(1) ギャンブルに関するもの

(2) 倫理的秩序に反するもの

ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するもの

イ 暴力的なもの又は残酷なもの

ウ 犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの

エ 性的感情を刺激するもの又はわいせつなもの

オ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの

(3) 自由・権利を害するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの

イ 著作権、肖像権等の侵害に当たるもの

ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

3 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの

(1) 政治活動（公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触するおそれのあるもの等）又は宗教活動（宗教団体による布教推進を主目的とするもの等）を行うもの

(2) 個人又は団体の主義主張又は係争中の声明に関するもの

(3) 名刺広告

4 法令等（青森県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条の規定に違反するもの

(2) 広告に関して規定されている法令等に違反するもの

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5から第6条の8まで、介護保険法（平成9年法律第123号）第98条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条まで、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8、健康増進法（平成14年法律第103号）第65条等に違反するもの

イ その他広告について規定している法令等に違反するもの

5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

6 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

7 その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(1) 責任の所在が不明確なもの

ア 原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。

イ 広告主の所在地、連絡先の両方を明記すること。

ウ 法人格を有しない団体は、代表者名を明記すること。

(2) 誇大な表現のもの、根拠のないもの及び誤認を招くようなもの

(3) たばこの製造・販売に関するもの

(4) 興信所、探偵事務所等

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更正法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中で、再生・更正計画について認可決定されて

いないもの

- (6) 過去3か年において、納付すべき市県民税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納しているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- (9) 性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いているもの
- (10) マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの
- (11) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (12) その他広告として掲載することが適当でないもの

(留意事項)

第3 次に掲げるものに係る広告については、それぞれ当該各号に定めることに留意すること。

1 不動産

不動産の表示に関する公正競争規約による表示規則に従うこと。

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
- (2) 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。

2 弁護士、税理士等

法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行われている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）については、各会則を遵守すること。

3 映画、興行等

年齢制限等の規制を設けているものはその内容を表示すること。

4 アルコール飲料

- (1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
- (2) 飲酒を誘発するような表現、飲酒している姿等は使用しないこと。

5 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格を明示すること。

6 資格講座

- (1) 国家資格以外の資格について、国家資格であるかのような表示はしないこと。
- (2) 講座受講だけで資格が取得できない場合には、資格取得に必要な事項（例えば、試験を別途受ける必要がある場合にはその旨）を表示すること。
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としたものは掲載しない。

7 求人

募集・求人業務取扱要領（厚生労働省職業安定局制定）の労働者募集の原則を順守すること。

附 則

この基準は、令和5年9月28日から施行する。